

自己負担上限月額 について

階層区分	階層区分の基準		一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護 (A)	—		自己負担なし		
低所得Ⅰ (B1)	市町村民税 非課税世帯	本人年収 80万円以下	2,500円/月	2,500円/月	1,000円/月
低所得Ⅱ (B2)		本人年収 80万超	5,000円/月	5,000円/月	
一般所得Ⅰ (C1)	市町村民税(均等割)課 税世帯 ※支給認 定世帯全員分の合計課 税額	市町村民税(所得割) 7.1万円未満	10,000円/月	5,000円/月	
一般所得Ⅱ (C2)		市町村民税(所得割) 7.1万円～25.1万円未満	20,000円/月	10,000円/月	
上位所得 (D)		市町村民税(所得割) 25.1万円以上	30,000円/月	20,000円/月	

- ・ 医療機関で受給者証を提示することで医療費助成が適用され、自己負担割合が2割となります。ただし、医療保険の自己負担割合が2割負担または1割負担の方は、自己負担割合に変わりはありません。
- ・ 医療保険上の世帯内に、特定医療費(指定難病)または小児慢性特定疾病の医療費の受給者が複数いる場合、別に定める方法で自己負担上限額を算定します。